

平成25年 3月18日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成25年 3月18日
開会 17時15分 閉会 17時32分
- 2 場 所 役場 5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 芳滝仁 副委員長 藤原孟
委 員 小川純文 岡本眞利子 田口廣之 成田年雄 中橋友子
- 4 傍 聴 者 小島智恵 前川雅志 野原恵子 増田武夫 千葉幹雄
- 5 事 務 局 局長 米川伸宜 課長 萬谷司 係長 金田恭之
- 6 審査事件 1 付託された陳情の審査について
陳情第3号 「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を
求める陳情書
2 その他
- 7 審査結果 別紙

委員長 芳 滝 仁

◇審査内容

(17:15 開会)

- 委員長（芳滝仁） ただ今より、民生常任委員会を開会いたします。二つありました陳情の審査につきまして、陳情第3号「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして、三度目の委員会ということでございます。担当部より説明をいただいたり、ご意見も頂戴させていただきました。再度、ご意見のある方は挙手を願いまして、ご意見を述べていただきたいと思います。

前回もご意見をいただいております、あえてまた意見がないようでありましたら、この陳情につきまして伺いましたところ、賛成の方も、また不採択の考え方の方もいらっしゃるようですから、ここで討論という運びにさせていただきたいと思っております。

この陳情につきまして、採択をすることに反対の討論から求めたいと思っておりますが、ございますか。小川委員。

- 委員（小川純文） この陳情に対して反対というか、今の状況の中では見合わせるべきということで討論を述べさせていただきたいと思っております。

まず、今回の陳情にあります生活保護の見直しの中での引き下げということでありませう。これにつきましては国も一つの基準を持ちながら、引き下げの部分もありますけれども、60歳以上の単身世帯、高齢の世帯になってきますと逆に引き上げもしているということです。消費実態と生活実態の基準を比較しながら今回の支援が出てきているということもありますし、先般もこの委員会の中で議論になっておりますけれども、この陳情書の間部分にあります、多制度への影響を非常に及ぼすという点につきましては、先般、資料も配られて、この制度の改正が7月以降。また、25年度の改正におきましては影響のないように対処する。国以外の各自治体、都道府県で制定されているものについても、それに遵守した取り組みをお願いするという、国からの指針が示されております。

この生活保護の見直しの中で、一番何が問題なのかという点でありますけれども、これについてはただ引き下げの論議だけでなく、今、国もこの基準の制度の抜本的な取り組みを検討しているようであります。実態に合わせた点というところでは、生活保護認定員ですが、都道府県の段階での認定員を全国で1,000人ほど増員されるということも国も検討されておりますし、その中で一番必要になってくるのが保護だけでなく就労支援、また住宅加工支援、家計費の健全化の支援、また生活困窮者に対するセーフティネットの中でこの保護基準の見直しだけでなく、それ以外の抜本的な内容の検討と改革が今、国民世論を中心として求められている状況にあると思っております。

そういう中におきまして、今回の陳情につきましては、保護基準の引き下げの中止ということだけでなく、もう少しこの国の取り組みに対して状況を見ながら、今のこの時期としては、この陳情を採択して提出することは、私は見合わせるべきではないかと思いい、この陳情には反対という形で、反対討論をさせていただきたいと思っております。以上です。

- 委員長（芳滝仁） 続きまして賛成の方の討論ございますか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） この生活保護の陳情に対する意見、考え方につきましては、ずっと

述べさせていただいてきたところです。

ただ今、結局反対ということなのですが、見合わせるべき、送らない方がいいという意味合いなのかということを受け止めたのですけれども、討論の中にありましたように、これは、現在の生活保護受給者100%に影響を与えるものではないのです。96%の方ということは最初から申しあげましたように、残りの4%の60歳代の単身者、そういった方たちには逆に引き下げだけではなくて、引き上げというふうにも言い切れないのですけれども、改善される面もありますということです。私は、全体のほぼ100%に近い96%の方に与える影響を考えて、これはやはりきちんと手立てを講ずるべきだということを、はじめに申しあげたいと思います。

引き下げそのものは、いろんな経過をたどって出されてきたというのはそのとおりでと思うのですけれども、先般、民生の担当の方もおっしゃっていましたように、5年に1度物価の変動に合わせて見直すということでもあります。平成18年の物価が上がったときに見直されてきたかということ、全く反映されていないで来ているのです。ですから今の時期だけ下げていく、5年前にいじらないで今だけ下げるといようなことについては、私はやはり納得のいかない要因の一つだということがあります。

ですから、全体の96%の受給者の削減に繋がる生活保護を引き下げるということは、まずあってはならない。これは憲法の25条に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、そして国はそれを保障しなければならないという観点からたって、実際に物価の変動はこの間申しあげましたように、事実、生活に直結するようなものについては下がってはいないということから見れば、今、この憲法に照らして下げることは正しくないということが第一であります。

加えまして、みなさんをご相談させていただいた、影響を与える分野について、この陳情書でいいますと6段目からなのです。ここは先日ご説明いただきましたように、不確定な部分が残っているのです。というのは、何とかしよう、何とかしようと基準を下げないように頑張ってくれというようなことも含めまして、今の、関連して引下げ、いろんなものが下がっていくことに対して国は良しと思わないので、いろんな手立てを講ずることも含めて、市町村あるいは関係機関に協力を求めるということなのです。

この間の資料を改めて見ますと、実態としてほとんど担保できる改善というのがないのです。と言いますのは、資料の一つ二つ言いますけれども、個人住民税の非課税の限度額等を、25年は影響がない。まだ変わっていませんから、当然です。26年度の税制改革においての対応なのですが、どのように対応されるのかというのは全く明らかにされておられません。そして、前回申しあげました生活保護基準の見直しについても、あくまでも市町村に頑張ってくれということでもありますから、明日、この影響等についても予算の中で明らかにしてみたいとは思いますが、結局は受給者が、給付額が減ることと合わせて、各市町村の財政負担が増えていくという現状が変わっていないということがあります。

そのほかにも確かに影響を与えないという部分で、定額で支給するものについては変えませんが、やむを得ない部分については、やはりそのとおりでと思います。だから、国が部分的な救済措置の中にはこういうものは必ず入っていく。すべてが、これが救済に当たらな

いということではなくて、中には含まれているけれども、一番の大所となる住民税の非課税や就学援助等については、やはり、きちんとした救済とは言えない中身であるということをお考えれば、この影響額が、人数でも一番大きい。非課税世帯は7,000万、そして就学援助につきましても、幕別町だけでも学校に通っている子どもさんの2割に相当するということでもありますから、こういったことについては、やはり今までの水準をキープすべきだ。

そのほかにもいろいろありました。外国人のこと、ハンセン病のこと、いっぱいあります。そういうことについても、何らきちんとした手だてが明確にされていないということでもありますので、そういうことをお考えれば、やはり今の時点でこういうことをきちんとして改善の確証を得るためにも、今、引き下げをしてはならないという声を各市町村の議会の意思決定として出していくことは非常に大事なことだと思ひまして、いろいろ悩むところもありましたけれども、最終的にはそういう結論に至りました。以上です。

- 委員長（芳滝仁） それでは再度、反対の立場の方の討論がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

それでは賛成の立場の方の発言がありましたら、討論お願いいたします。ありませんか。

それでは、ないようですので陳情第3号につきまして、採決に移りたいと思います。陳情第3号「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして、賛成の立場の方のご起立を願います。

- （起立者あり）
- 委員長（芳滝仁） はい、ありがとうございます。賛成少数でありますので、陳情第3号につきましては、不採択ということで採決になりました。以上で、陳情第3号につきまして、終わらせていただきたいと思います。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（芳滝仁） 再開します。その他に移らせていただきます。その他、何かございますか。
- 委員（なし、の声あり）
- 委員長（芳滝仁） それでは、これを持ちまして民生常任委員会を終了させていただきます。

（17：32 閉会）